

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4662425号  
(P4662425)

(45) 発行日 平成23年3月30日(2011.3.30)

(24) 登録日 平成23年1月14日(2011.1.14)

(51) Int.Cl.		F I			
<b>B 4 2 D</b>	<b>11/00</b>	<b>(2006.01)</b>	B 4 2 D	11/00	L
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/04</b>	<b>(2006.01)</b>	B 4 2 D	15/04	A
<b>B 4 2 D</b>	<b>15/08</b>	<b>(2006.01)</b>	B 4 2 D	15/08	Z

請求項の数 6 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願2004-176349 (P2004-176349)	(73) 特許権者	000002897
(22) 出願日	平成16年6月15日(2004.6.15)		大日本印刷株式会社
(65) 公開番号	特開2006-21324 (P2006-21324A)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(43) 公開日	平成18年1月26日(2006.1.26)	(74) 代理人	100111659
審査請求日	平成19年2月2日(2007.2.2)		弁理士 金山 聡
(31) 優先権主張番号	特願2003-174649 (P2003-174649)	(72) 発明者	清水 雄二
(32) 優先日	平成15年6月19日(2003.6.19)		東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		大日本印刷株式会社内
(31) 優先権主張番号	特願2004-123741 (P2004-123741)	審査官	井上 博之
(32) 優先日	平成16年4月20日(2004.4.20)		
(33) 優先権主張国	日本国(JP)	(56) 参考文献	特開平09-095342 (JP, A)
(31) 優先権主張番号	特願2004-123748 (P2004-123748)		実開昭64-032344 (JP, U)
(32) 優先日	平成16年4月20日(2004.4.20)		
(33) 優先権主張国	日本国(JP)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 折り畳み隠蔽シート

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、前記基材の片面に設けられた粘着剤層と、前記粘着剤層に剥離可能に貼り合わせられた剥離シートを備えた帳票であって、前記基材より一回り大きい部分を有する剥離シートを備え、前記粘着剤層に貼り合わせた前記剥離シートの裏面は印字部を設け、前記剥離シートの下方の三辺の周縁部に剥離シートの一部を除去する分離線を設け、前記剥離シートを前記分離線から剥離した際は、前記粘着剤層の一部を表出させた表出粘着部が形成され、前記表出粘着部を含む部分を所定の位置で前記剥離シートの裏面が内側となるように折返す折返し部を形成し、前記折返し部の上下には基材がない部分を形成することで、前記折返し部での対向面と前記表出粘着部とを貼り合わせて封緘し、前記印字部を隠蔽するようにしたこと、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

【請求項2】

請求項1に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票において、分離線の下方二辺のコーナーに角丸部を設けてあること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

【請求項3】

請求項1に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票において、前記折返し部によるそれぞれの対向面に隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域を備えること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

【請求項4】

請求項1から請求項3までのいずれか1項に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票において、

10

20

前記折返し部は、前記隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類を封入可能であること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 までのいずれか 1 項に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票において、前記折返し部は、上下に前記基材がない部分があり、前記基材側であって前記表出粘着部の内縁側に開封可能な開封用分離線が形成されていること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 までのいずれか 1 項に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票において、前記折返し部を形成した状態で、前記剥離シート側に印字した情報の一部が外部から目視可能な公開情報印字領域を備えること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票。

10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、小規模な事務所（SOHO）等で、給与や賞与支給袋として好適に利用できる印字情報を隠蔽可能な帳票に関するものである。

【背景技術】

【0002】

オフィスのIT化は、凄まじい勢いで浸透しており、今や企業の大小を問わず、幅広い企業規模、業種でITが導入されている。当然、「IT化」という言葉の示す範囲は広く、そのレベルは様々であるが、極端なことを言えば、パソコン一台あれば最低限の「IT化」と捉えられ、要は様々な資料等をデータとしてデジタル化している状態、とすることができるであろう。

20

さて、そういった流れの中で、今や取引先に提出する見積書や提案書といった様々な文書は、すべてワープロや専用ソフトで作製されるようになった。これらは、メールで送信される場合もあるが、取引先の事情等もあって、プリンタで出力される場合も少なくなく、パソコンがあれば同時にプリンタも導入されている場合が一般的である。

【0003】

プリンタ機種には、様々な方式があるが、中小規模の企業であれば、モノクロの小型LBP（コピー機と一体化したハイブリッド機を含む）が多い。小型LBPは、トナーを使用しており、退色や消色といった面に強く、オフィシャルな文書には好適に使用されている。

30

また、例えば、プレゼン資料や提案書のためにカラー文書出力する場合には、インクジェット方式が多い。インクジェットプリンタは、小型でLBPより低速なものが多いが、ハードが安価であるため、家庭を含めてカラープリンタのスタンダードとなっている。

このインクジェットプリンタは、インキが水性染料主体であるため、耐水性、耐候性（耐光性）が悪く、また、用紙によってはフェザリングと呼ばれる滲みを生じたりするために、これらを改善するための専用紙を使用する必要がある等の課題もあるが、費用対効果の面で、現時点では完全なるスタンダードと言える。

とは言え、カラーLBPも低コスト化が進んできており、今後オフィスでの主役となるのはこちらであろう。

40

【0004】

このオフィスのIT化は、様々な面へ展開され、現時点では勤務管理、給与管理、交通費の精算等々と、およそ企業活動とは切ってもきれない関係になってきている。これらは、これまで企業が「紙」ベースで保管していたものを「デジタルデータ」で保管する、というスタイルにつながってきた。

例えば、給与明細書は、毎月社員に配布されるが、これまでノーカーボン紙を利用して、企業側の控えと、本人へ明細書を同時に印字出力していた（例えば、特許文献1）。

しかし、現在では、ノーカーボン紙で複写可能なドットインパクトプリンタ自身は少なくなってきた（費用対効果の点で前述したプリンタより見劣りする）ため、LBPで2回

50

同じデータを印字したり、あるいは、前述したとおり「デジタルデータによる保管」を行うことにより、控えを印字しないようにしている。

【特許文献1】特開2002-211174号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、ここで、一つ問題が生じてきた。前述したノーカーボン紙を使用する場合は、例えば、袋の中にノーカーボンボトム紙、袋の外に企業側の控え片を設けた製袋帳票を利用することもあったのだが、LBPやIJPでは袋の中に印字できないため、出力した用紙を折り畳んだり、切り取って別途用意した封筒に封入する必要があるが生じてきたのである。

10

このとき、封筒は高価な窓空きタイプのもを使用しないと、外から誰の給与明細書かが判別できず、作業性が著しく劣るばかりでなく、誤配した場合には同僚に見られてしまうため、社員によっては嫌がられていた。

一方、例えば、A4定型コピー用紙のような白紙に印字した書類をそのまま渡されるだけだと、配布される人に懐具合を詮索されたり、離席中には、不特定多数に見られるといった不快感があった。

【0006】

本発明の課題は、現在オフィスで広く利用されているプリンタで印字出力が可能（基本的に片面印字）であって、かつ、簡単な作業で印字した情報を隠蔽することができる印字情報を隠蔽可能な帳票を提供することである。

20

【課題を解決するための手段】

【0037】

本発明の第1の態様は、基材(11)と、前記基材(11)の片面に設けられた粘着剤層(12)と、前記粘着剤層(12)に剥離可能に貼り合わせた剥離シート(13)を備えた帳票であって、前記基材より一回り大きい部分(1)を有する剥離シート(13)を備え、前記粘着剤層(12)に貼り合わせた前記剥離シート(13)の裏面は印字部を設け、前記剥離シート(13)の下方の三辺の周縁部に剥離シートの一部を除去する分離線(14)を設け、前記剥離シート(13)を前記分離線(14)から剥離した際は、前記粘着剤層(12)の一部を表出させた表出粘着部(12a)が形成され、前記表出粘着部(12a)を含む部分を所定の位置で前記剥離シートの裏面が内側となるように折返し部(16)を形成し、前記折返し部(16)の上下には基材がない部分を形成することで、前記折返し部(16)で対向面と前記表出粘着部(12a)とを貼り合わせて封緘し、前記印字部を隠蔽するようにしたこと、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票(10f)である。

30

【0038】

本発明の第2の態様は、前記印字情報を隠蔽可能な帳票(10f)において、分離線の下方二辺のコーナーに角丸部(7)を設けてあること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票である。

【0039】

本発明の第3の態様は、前記印字情報を隠蔽可能な帳票(10f)において、前記折返し部(16)によるそれぞれの対向面に隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域(X)を備えること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票である。

40

【0040】

本発明の第4の態様は、前記第1～3のいずれかの態様に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票(10f)において、前記折返し部(16)は、前記隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類を封入可能であること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票である。

【0041】

本発明の第5の態様は、前記第1～4のいずれかの態様に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票(10f)において、前記折返し部(16)の上下に前記基材(11)がない部分が

50

あり、前記基材（１１）側であって前記表出粘着部（１２ａ）の内縁側に開封可能な開封用分離線（１５）が形成されていること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票である。

【００４２】

本発明の第６の態様は、前記第１～５のいずれかの態様に記載の印字情報を隠蔽可能な帳票（１０ｆ）において、前記折返し部（１６）を形成した状態で、前記剥離シート（１３）側に印字した情報の一部が外部から目視可能な公開情報印字領域（Ｙ１）を備えること、を特徴とする印字情報を隠蔽可能な帳票である。

10

【発明の効果】

【００４３】

本発明によれば、現在オフィス等で広く利用されているプリンタで印字出力が可能であって、かつ、簡単な作業で印字した情報を隠蔽することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【００４４】

[実施例１]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例１について、説明する。実施例１は、現在オフィスで広く利用されているプリンタで印字出力が可能（基本的に片面印字）であって、かつ、簡単な作業で印字した情報を隠蔽することができる印字情報を隠蔽可能な帳票を提供することである。

20

図１は、実施例１の印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図、図２は、実施例１の印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方法を説明する図である。

この実施例１の印字情報を隠蔽可能な帳票１０ａは、図１に示すように、基材１１と、基材１１の片面に設けられた粘着剤層１２と、粘着剤層１２に剥離可能に貼り合せられた剥離シート１３とを備えたＡ４サイズなどのタックシートを用いて製造され、剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に、剥離シート１３の一部を除去するハーフカットの分離線１４が設けられている。

【００４５】

次に、実施例１による印字情報を隠蔽可能な帳票１０ａの製造方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

30

この帳票１０ａは、図２（Ａ）に示すように、折返し部１６には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域Ｘを備えている。折返し部１６は、基材１１と剥離シート１３とが剥離不用（剥離不能か剥離済み）である。

また、折返し部１６を形成した状態で、折返し部１６を除いた表出部１７には、剥離シート１３側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第１の公開情報印字領域Ｙ１を備えている。

【００４６】

そして、この隠蔽情報印字領域Ｘと、第１の公開情報印字領域Ｙ１とを、プリンタにより片面印字する（＃１０１）。

40

【００４７】

次に、図２（Ｂ）に示すように、剥離シート１３の一部１３ａをハーフカットの分離線１４から剥離して（＃１０２）、粘着剤層１２の一部を表出させた表出粘着部１２ａを形成する。

【００４８】

さらに、図２（Ｃ）に示すように、この表出粘着部１２ａを含む部分を所定の位置で、剥離シート１３が内側となるように折返して折返し部１６を形成し、折返し部１６の対向面を、表出粘着部１２ａで貼り合わせて封緘して（＃１０３）、封筒１０Ａを作製する。

ここで、折返し部１６には、隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類を封入することが可能である。

50

## 【 0 0 4 9 】

封筒 1 0 a A は、図 2 ( D ) に示すように、第 1 の公開情報印字領域 Y 1 の宛名情報に基づいて、配布される ( # 1 0 4 ) 。

## 【 0 0 5 0 】

折返し部 1 6 には、基材 1 1 側であって表出粘着部 1 2 a の内縁側に、開封用ミシン目による開封用分離線 1 5 a が形成されているので、図 2 ( E ) に示すように、開封用ミシン目 1 5 a で開封すれば ( # 1 0 5 ) 、折返し部 1 6 の内側の隠蔽情報印字領域 X に印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

## 【 0 0 5 1 】

このように、実施例 1 によれば、以下のような効果がある。

( 1 ) 基材 1 1 と剥離シート 1 3 の 2 枚の用シートが粘着剤層 1 2 で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、プリンタのカセット内での形態が安定する ( 印字適性が高い ) 。

( 2 ) 剥離シート 1 3 の印字面 ( 隠蔽情報印字領域 X ) を内側へ折り畳むことにより容易に封緘することができる。

( 3 ) 基材 1 1 と剥離シート 1 3 の折返し部 1 6 を折り畳む方式のため、少額かつシート幣中心であれば、実際に現金などを封入することも可能である。

( 4 ) 開封ミシン目 1 5 a を設けてあるので、開封も容易である。

## 【 0 0 5 2 】

## [ 実施例 1 の変形形態 ]

以上説明した実施例 1 に限定されることなく、種々の変形や変更が可能であって、それらも本発明の均等の範囲内である。

例えば、図 2 ( A ) に示すように、基材 1 1 の表出面に第 2 の公開情報印字領域 Y 2 を設ければ、隠蔽情報印字領域 X、及び / 又は、第 1 の公開情報印字領域 Y 1 と、第 2 の公開情報印字領域 Y 2 とを、両面印字することも可能である。

## 【 0 0 5 3 】

## [ 実施例 2 ]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例 2 について、説明する。実施例 2 は、現在オフィス等で広く利用されているシート給紙の各方式のプリンタにも対応可能な単票でありながら、片面印字後に人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、開封作業も非常に容易なるものである。

図 3 は、実施例 2 の印字情報を隠蔽可能な帳票 1 0 b の実施形態を示す図であり、図 4 は、実施例 2 の印字情報を隠蔽可能な帳票 1 0 b の使用方法を説明する図である。

この実施例 2 の印字情報を隠蔽可能な帳票 1 0 b は、図 3 に示すように、基材 1 1 と、基材 1 1 の片面に設けられた粘着剤層 1 2 と、粘着剤層 1 2 に剥離可能に貼り合せられた剥離シート 1 3 とを備えたタックシートを用いて、ミシン目加工やハーフカット加工等により、製造する。以下に実施例 2 の製造方法を説明する。

( 1 ) 基材面 1 1 より、左右にハーフ縦ミシン 2 を入れる。

( 2 ) 折返し部 1 6 の中央には、折返し作業を容易にするための横ミシンを入れる。この横ミシンは、左右の 3 の部分は、ハーフ横ミシンであり、4 の部分は剥離シートまで貫通する横ミシンを入れる。

( 3 ) 基材面 1 1 の下部には、左右にハーフカットの角丸部 5 を有したハーフ横ミシン 6 を入れる。

( 4 ) 上記 ( 1 ) から ( 3 ) までの加工を施した後に、剥離シート 1 3 の面よりハーフカット加工で、剥離シート 1 3 の下方三面を除去するためのハーフカットよりなる分離線 1 4 を入れる。なお、この分離線 1 4 の下側の左右には角丸部 7 が設けられる。さらに、表出部 1 7 の左右にはハーフ縦ミシン 1 4 a を入れる。

10

20

30

40

50

## 【0054】

なお、前記ハーフ縦ミシンとは、縦ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた縦ミシン加工より得られる縦ミシンである。同じく、前記ハーフ横ミシンとは、横ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた横ミシン加工より得られる横ミシンである。また、前記ハーフカット加工とは、打ち抜き刃を粘着剤12までで止めた抜き加工である。

## 【0055】

次に、実施例2の印字情報を隠蔽可能な単票10bの人手による製袋方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

この帳票10bは、図4(A)に示すように、折返し部16には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域Xを備えている。

10

また、折返し部16を形成した状態で、折返し部16を除いた表出部17には、剥離シート13側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第1の公開情報印字領域Y1を備えている。

## 【0056】

そして、この隠蔽情報印字領域Xと、第1の公開情報印字領域Y1とを、シート給シートのプリンタにより片面印字する(#2101)。

## 【0057】

次に、図4(B)に示すように、剥離シート11の一部11aをハーフカット加工よりなる分離線14から剥離して(#2102)、粘着剤層12の一部を表出させた表出粘着部12aさせる。このとき、剥離シート面下側部の左右の角丸部7により、剥離シート13の一部13aは、連続状に容易に剥離可能であり、作業性が優れるものである。

20

## 【0058】

さらに、図4(C)に示すように、この表出粘着部12aを含む部分を所定の位置で、剥離シート13が内側となるように折返し、折返し部16の対向面を、表出粘着部12aで貼り合わせて封緘して(#2103)、封筒10bAを作製する。

## 【0059】

封筒10bAは、図4(D)に示すように、第1の公開情報印字領域Y1の宛名情報に基づいて、配布される(#2104)。

## 【0060】

開封時には、左右に縦ミシン目による開封用分離線15bが形成されるので、図4(E)に示すように、左右の縦ミシン目による開封用分離線15bで、左右の不要部18を容易に分離することで開封が可能であり(#2105)、折返し部16の内側の隠蔽情報印字領域Xに印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

30

## 【0061】

このように、実施例2によれば、以下のような効果がある。

(1) 基材11と剥離シート13の2枚の用シートが粘着剤層12で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、シート供給のプリンタのカセット内での形態が安定するほか、印字適性が高い。

(2) 剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に剥離シート13の一部を除去する分離線14が設けられ、かつ、下側の左右二辺には角丸部7になっており、剥離シートを連続して容易に剥離し、剥離シート13の印字面(隠蔽情報印字領域X)を内側へ折り畳みことによって、封緘して、製袋できる。

40

(3) 製袋作業時には、折返し部16に隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類等も封入することが可能である。

(4) 左右の縦ミシン目による開封用分離線15bにより、左右の不要部18が容易に切り取られるため、開封が容易である。

## 【0062】

## [実施例3]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例3について、説明する。実施例3は、現在

50

オフィス等で広く利用されているシート給紙の各方式のプリンタにも対応が可能な単票でありながら、片面印字後に人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、開封作業も非常に容易なるものである。

図5は、実施例3の印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図であり、図6は、実施例3の印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図である。

この実施例3の印字情報を隠蔽可能な帳票10cは、図5に示すように、基材11と、基材11の片面に設けられた粘着剤層12と、粘着剤層12に剥離可能に貼り合せられた剥離シート13とを備えたタックシートを用いて、ミシン目加工や打ち抜き加工等により、製造する。以下には実施例3の製造方法を説明する。

(1) 基材面11より、左右にハーフ縦ミシン1及び2を入れる。

10

(2) 折返し部16の中央には、折返し作業を容易にするための横ミシンを入れる。この

横ミシンは、左右の3の部分は、ハーフ横ミシンであり、4の部分は剥離シートまで貫通する横ミシンを入れる。

(3) 基材面11の下部には、左右にハーフミシンの角丸部5aを有したハーフ横ミシン6を入れる。

(4) 上記(1)から(3)までのミシン目加工を施した後に、剥離シート13の面より

ハーフカット加工で、剥離シート13の下方三面を除去するためのハーフカット等よりなる分離線14を入れる。なお、この分離線14の下側の左右には角丸部7が設けられる。

20

また、このハーフカット加工では、折返し部16の上辺は、基材まで貫通する横ミシン8を入れ、さらに、折返し部16の上辺左右の角丸部には、基材まで貫通する切り込み9を入れる。

#### 【0063】

なお、前記ハーフ縦ミシンとは、縦ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた縦ミシン加工より得られる縦ミシンである。同じく、前記ハーフ横ミシンとは、横ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた横ミシン加工より得られる横ミシンである。また、前記ハーフカット加工とは、抜き刃を粘着剤12までで止めた抜き加工である。

#### 【0064】

30

次に、実施例3による印字情報を隠蔽可能な単票10cの人手による製袋方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

この帳票10cは、図6(A)に示すように、折返し部16には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域Xを備えている。

また、折返し部16を形成した状態で、折返し部16を除いた表出部17には、剥離シート13側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第1の公開情報印字領域Y1を備えている。

#### 【0065】

そして、この隠蔽情報印字領域Xと、第1の公開情報印字領域Y1とを、シート給シートのプリンタにより片面印字する(#3101)。

40

#### 【0066】

次に、図6(B)に示すように、剥離シート13の一部13aをハーフカット等よりなる分離線14から剥離して(#3102)、粘着剤層12の一部を表出させた表出粘着部12aさせる。このとき、単票の下側部左右の角丸部により、剥離シート13の一部13aは、連続状に容易に剥離可能であり、作業性が優れるものである。

#### 【0067】

さらに、図6(C)に示すように、この表出粘着部12aを含む部分を所定の位置で、剥離シート13が内側となるように折返して折返し部16を形成し、折返し部16の対向面を、表出粘着部12aで貼り合わせて封緘して(#3103)、封筒10cAを作製する。

50

## 【 0 0 6 8 】

封筒 1 0 c A は、図 3 2 ( D ) に示すように、第 1 の公開情報印字領域 Y 1 の宛名情報に基づいて、配布される ( # 3 1 0 4 ) 。

## 【 0 0 6 9 】

開封時には、角丸を有する開封用ミシン目を主体とする開封用分離線 1 5 が形成されているので、図 6 ( E ) に示すように、開封用ミシン目を主体とする開封用分離線 1 5 で連続的に容易に開封可能であり ( # 3 1 0 5 ) 、折返し部 1 6 の内側の隠蔽情報印字領域 X に印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

## 【 0 0 7 0 】

このように、実施例 3 によれば、以下のような効果がある。

( 1 ) 基材 1 1 と剥離シート 1 3 の二枚の用シートが粘着剤層 1 2 で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、シート供給のプリンタのカセット内での形態が安定するほか、印字適性が高い。

( 2 ) 剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に剥離シート 1 3 の一部を除去する分離線 1 4 が設けられ、かつ、下側の左右二辺には角丸部 7 になっており、剥離シートを連続して容易に剥離し、剥離シート 1 3 の印字面 ( 隠蔽情報印字領域 X ) を内側へ折り畳みことによって、封緘して、製袋できる。

( 3 ) 製袋作業時には、折返し部 1 6 に隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類等も封入することが可能である。

( 4 ) 角丸を有する開封用ミシン目を主体とする開封用分離線 1 5 であり、コーナー部が角丸になっているため、連続して不要部が容易に切り取られ、開封が容易である。

## 【 0 0 7 1 】

## [ 実施例 4 ]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例 4 について、説明する。実施例 4 は、現在オフィス並びに家庭で広く利用されているシート給紙の各方式のプリンタにも対応可能な単票でありながら、片面印字後に人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、開封作業も非常に容易なるものである。かつ、本発明の単票は、剥離シートの方が大きいため、単票端面より粘着剤のはみ出しがないためにプリンタ内部に粘着剤が付着し、印字トラブルやフィードトラブル等を起こさないものである。

図 7 は、実施例 4 の印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図であり、図 8 は、実施例 4 の実施形態による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図である。

この実施例 4 の印字情報を隠蔽可能な帳票 1 0 d は、図 7 に示すように、基材 1 1 と、基材 1 1 の片面に設けられた粘着剤層 1 2 と、粘着剤層 1 2 に剥離可能に貼り合せられた剥離シート 1 3 とを備えたタックシートを用いて、かす取り加工、ミシン目加工、ハーフカット加工等により、製造する。以下に実施例 4 の製造方法を説明する。

## 【 0 0 7 2 】

( 1 ) 図示はしないが、基材 1 1 を外巻きロール状タックシートをビジネスフォームの印刷機の給紙部に装着し、ビジネスフォームの印刷機の加工部で、かす取り加工を施す。具体的には、ビジネスフォーム印刷機の加工部に円筒状の抜き刃が装着できる版胴と圧胴により、ハーフカットを入れた後にかす部を巻き上げるかす取り加工を施すことにより、基材面 1 1 より一回り大きい部分 1 を有する剥離シート面 1 3 が形成される。

( 2 ) さらに、ビジネスフォーム印刷機の加工部で、基材面 1 1 より、左右にハーフ縦ミシン 2 を入れる。また、折返し部 1 6 の中央には、折返し作業を容易にするための横ミシンを入れる。この横ミシンは、左右の 3 の部分は、ハーフ横ミシンであり、4 の部分は剥離シートまで貫通する横ミシンを入れる。また、下部には、左右に角丸部 5 を有したハーフ横ミシン 6 を入れる。

( 3 ) 上記 ( 1 ) から ( 2 ) までのかす取り加工及びミシン目加工を連続的に施した後にビジネスフォーム印刷機でシートカットする。

( 4 ) このシートに剥離シート 1 3 の面よりハーフカット加工で、剥離シート 1 3 の下方

10

20

30

40

50

3面を除去するためのハーフカット加工よりなる分離線14を入れる。この分離線14の下側の左右には角丸部7が設けられる。さらに、表出部17の左右にはハーフ縦ミシン14aを入れる。

【0073】

なお、前記ハーフ縦ミシンとは、縦ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた縦ミシン加工より得られる縦ミシンである。同じく、前記ハーフ横ミシンとは、横ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた横ミシン加工より得られる横ミシンである。また、前記ハーフカットとは、抜き刃を粘着剤12までで止めた抜き加工である。

【0074】

次に、実施例4による印字情報を隠蔽可能な単票10dの人手による製袋方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

この帳票10dは、図8(A)に示すように、折返し部16には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域Xを備えている。

また、折返し部16を形成した状態で、折返し部16を除いた表出部17には、剥離シート13側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第1の公開情報印字領域Y1を備えている。

【0075】

そして、この隠蔽情報印字領域Xと、第1の公開情報印字領域Y1とを、シート給シートのプリンタにより片面印字する(#4101)。

【0076】

次に、図8(B)に示すように、剥離シート13の一部13aをハーフカット加工よりなる分離線14から剥離して(#4102)、粘着剤層12の一部を表出させた表出粘着部12aさせる。このとき、剥離シート面下側部の左右の角丸部7により、剥離シート13の一部13aは、連続状に容易に剥離可能であり、作業性が優れるものである。

【0077】

さらに、図8(C)に示すように、この表出粘着部12aを含む部分を所定の位置で、剥離シート13が内側となるように折返して、折返し部16の対向面を、表出粘着部12aで貼り合わせて封緘して(#4103)、封筒10dAを作製する。

【0078】

封筒10dAは、図8(D)に示すように、第1の公開情報印字領域Y1の宛名情報に基づいて、配布される(#4104)。

【0079】

開封時には、左右に縦ミシン目による開封用分離線15bが形成されるので、図8(E)に示すように、左右の縦ミシン目による開封用分離線15bで、左右の不要部18を容易に分離することで開封が可能であり(#4105)、折返し部16の内側の隠蔽情報印字領域Xに印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

【0080】

このように、実施例4によれば、以下のような効果がある。

(1) 基材11と剥離シート13の二枚の用シートが粘着剤層12で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、シート供給のプリンタのカセット内での形態が安定するほか、粘着剤の端面よりのはみ出しがないため、プリンタにフィード機構部への粘着剤の端面より付着によるフィードトラブルや印字トラブルがなく印字適性が高い。

(2) 剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に剥離シート13の一部を除去する分離線14が設けられ、かつ、下側の左右二辺には角丸部7になっており、剥離シートを連続して容易に剥離し、剥離シート13の印字面(隠蔽情報印字領域X)を内側へ折り畳みことによって、封緘して、製袋できる。

(3) 製袋作業時には、折返し部16に隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類等も封入することが可能である。

(4) 左右の縦ミシン目による開封用分離線15bにより、左右の不要部18が容易に切

10

20

30

40

50

り取られるため、開封が容易である。

【0081】

[実施例5]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例5の形態について、説明する。実施例5は、現在オフィス並びに家庭で広く利用されているシート給紙の各方式のプリンタにも対応が可能な単票でありながら、片面印字後に人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、開封作業も非常に容易なるものである。かつ、本発明の単票は、剥離シートの方が大きいため、単票端面より粘着剤のはみ出しがないためにプリンタ内部に粘着剤が付着し、印字トラブルやフィードトラブル等を起こさないものである。

図9は、実施例5の印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図であり、図10は、実施例5の印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図である。

この実施例5の印字情報を隠蔽可能な帳票10eは、図9に示すように、基材11と、基材11の片面に設けられた粘着剤層12と、粘着剤層12に剥離可能に貼り合せられた剥離シート13とを備えたタックシートを用いて、かす取り加工、ミシン目加工、ハーフカット加工等により製造する。以下に実施例5の製造方法を説明する。

【0082】

(1) 図示はしないが、基材11を外巻きロール状タックシートをビジネスフォームの印刷機の給紙部に装着し、ビジネスフォームの印刷機の加工部で、かす取り加工を施す。

具体的には、ビジネスフォーム印刷機に加工部の円筒状の抜き刃が装着できる版胴と圧胴により、ハーフカットを入れた後にかす部を巻き上げるかす取り加工を施すことにより、基材面11より一回り大きい部分1を有する剥離シート面13が形成される。

(2) さらに、ビジネスフォーム印刷機の加工部で、基材面11より、左右にハーフ縦ミシン2を入れる。また、折返し部16の中央には、折返し作業を容易にするための横ミシンを入れる。この横ミシンは、左右の3の部分は、ハーフ横ミシンであり、4の部分は剥離シートまで貫通する横ミシンを入れる。また、下部には、左右に角丸部5aを有したハーフ横ミシン6を入れる。

(3) 上記(1)から(2)までのかす取り加工及びミシン目加工を連続的に施した後にビジネスフォーム印刷機でシートカットする。

(4) このシートに剥離シート13の面よりハーフカット加工で、剥離シート13の下方

三面を除去するためのハーフカット等よりなる分離線14を入れる。この分離線14の下側の左右には角丸部7が設けられる。また、このハーフカット加工では、折返し部16の上辺は、基材まで貫通する横ミシン8を入れ、さらに、折返し部16の上辺左右の角丸部には、基材まで貫通する切り込み9を入れる。

【0083】

なお、前記ハーフ縦ミシンとは、縦ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた縦ミシン加工より得られる縦ミシンである。同じく、前記ハーフ横ミシンとは、横ミシン刃をタックシートの粘着剤12までで止めた横ミシン加工より得られる横ミシンである。

また、前記ハーフカット加工とは、抜き刃を粘着剤12までで止めた抜き加工である。

【0084】

次に、実施例5による印字情報を隠蔽可能な単票10eの人手による製袋方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

この帳票10eは、図10(A)に示すように、折返し部16には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域Xを備えている。

また、折返し部16を形成した状態で、折返し部16を除いた表出部17には、剥離シート13側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第1の公開情報印字領域Y1を備えている。

【0085】

そして、この隠蔽情報印字領域(X)と、第1の公開情報印字領域Y1とを、シート給シートのプリンタにより片面印字する(#5101)。

10

20

30

40

50

## 【0086】

次に、図10(B)に示すように、剥離シート13の一部13aをハーフカット等よりなる分離線14から剥離して(#5102)、粘着剤層12の一部を表出させた表出粘着部12aさせる。このとき、単票の下側部左右の角丸部により、剥離シート13の一部13aは、連続状に容易に剥離可能であり、作業性が優れるものである。

## 【0087】

さらに、図10(C)に示すように、この表出粘着部12aを含む部分を所定の位置で、剥離シート13が内側となるように折返して折返し部16を形成し、折返し部16の対向面を、表出粘着部12aで貼り合わせて封緘して(#5103)、封筒10eAを作製する。

10

## 【0088】

封筒10eAは、図10(D)に示すように、第1の公開情報印字領域Y1の宛名情報に基づいて、配布される(#5104)。

## 【0089】

開封時には、角丸を有する開封用ミシン目を主体とする開封用分離線15が形成されているので、図10(E)に示すように、開封用ミシン目を主体とする開封用分離線15で連続的に容易に開封可能であり(#5105)、折返し部16の内側の隠蔽情報印字領域(X)に印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

## 【0090】

このように、実施例5によれば、以下のような効果がある。

20

(1) 基材11と剥離シート13の二枚の用シートが粘着剤層12で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、シート供給のプリンタのカセット内での形態が安定するほか、粘着剤の端面よりのはみ出しがないため、プリンタにフィード機構部への粘着剤の端面より付着によるフィードトラブルや印字トラブルがなく印字適性が高い。

(2) 剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に剥離シート13の一部を除去する分離線14が設けられ、かつ、下側の左右二辺には角丸部7になっており、剥離シートを連続して容易に剥離し、剥離シート13の印字面(隠蔽情報印字領域X)を内側へ折り畳みことによって、封緘して、製袋できる。

(3) 製袋作業時には、折返し部16に隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類等も封入することが可能である。

30

(4) 角丸を有する開封用ミシン目を主体とする開封用分離線15であり、コーナー部が角丸になっているため、連続して不要部が容易に切り取られ、開封が容易である。

## 【0091】

## [実施例6]

以下、図面等を参照して、本発明の実施例6について、説明する。実施例6は、現在オフィス並びに家庭で広く利用されているシート給紙の各方式のプリンタにも対応可能な単票でありながら、片面印字後に人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、開封作業も非常に容易なるものである。かつ、本発明の単票は、剥離シートの方が大きいため、単票端面より粘着剤のはみ出しがないためにプリンタ内部に粘着剤が付着し、印字トラブルやフィードトラブル等を起こさない。かつ、製袋時に折返し部の上下に基材部がなく、剥離シートに横ミシンが入っているのみなので、折りやすく、製袋作業が容易であるとの顕著なる効果がある。

40

図11は、実施例6の印字情報を隠蔽可能な帳票10fの実施形態を示す図であり、図12は、実施例6の印字情報を隠蔽可能な帳票10fの使用方を説明する図である。

この実施例6の印字情報を隠蔽可能な帳票10fは、図11に示すように、基材11と、基材11の片面に設けられた粘着剤層12と、粘着剤層12に剥離可能に貼り合せられた剥離シート13とを備えたタックシートを用いて、かす取り加工、ミシン目加工、ハーフカット加工等により、製造する。以下に実施例6の製造方法を説明する。

## 【0092】

50

(1) 図示はしないが、基材 11 を外巻きロール状タックシートをビジネスフォームの印刷機の給紙部に装着し、ビジネスフォームの印刷機の加工部で、かす取り加工を施す。

具体的には、ビジネスフォーム印刷機の加工部に円筒状の抜き刃が装着できる版胴と圧胴により、ハーフカットを入れた後にかす部を巻き上げるかす取り加工を施す。すなわち、基材面 11 より一回り大きい部分 1 を有する剥離シート面 13 及び折返し部 16 の上下で分離している基材 11 a と基材 11 b が形成される。

(2) さらに、ビジネスフォーム印刷機の加工部で、基材面 11 より、剥離シート面 13 の折返し部中央に横ミシンを入れる横ミシン加工部 20 を形成する。なお、この剥離シート面中央の横ミシン加工部 20 は、左右の部分には横ミシンを入れない剥離シート面折返し部左右の横ミシン未加工部 19 を形成する。

(3) 上記(1)から(2)までのかす取り加工及びミシン目加工を連続的に施した後にビジネスフォーム印刷機でシートカットする。

(4) このシートに剥離シート 13 の面よりハーフカット加工で、剥離シート 1 1 の下方

三面を除去するためのハーフカット加工よりなる分離線 14 を入れる。この分離線 14 の下側の左右には角丸部 7 が設けられる。さらに、表出部 17 の左右にはハーフ縦ミシン 14 a を入れる。

#### 【0093】

なお、前記ハーフ縦ミシンとは、縦ミシン刃をタックシートの粘着剤 12 までで止めた縦ミシン加工より得られる縦ミシンである。同じく、前記ハーフ横ミシンとは、横ミシン刃をタックシートの粘着剤 12 までで止めた横ミシン加工より得られる横ミシンである。

また、前記ハーフカットとは、抜き刃を粘着剤 12 までで止めた抜き加工である。

#### 【0094】

さらに、実施例 1 から実施例 6 に記載のシートは、紙にとらわれることなく、合成樹脂による合成紙やフィルムシートを含むものである。

#### 【0095】

次に、実施例 6 による印字情報を隠蔽可能な単票 10 f の人手による製袋方法、使用方法とともに、細部構成をさらに詳しく説明する。

この帳票 10 f は、図 12 (A) に示すように、折返し部 16 には、その対向面に給与明細書や勤怠記録などの隠蔽情報を印字する隠蔽情報印字領域 X を備えている。

また、折返し部 16 を形成した状態で、折返し部 16 を除いた表出部 17 には、剥離シート 13 側に印字した情報の一部が外部から目視可能な、宛名人の氏名など公開情報を印字する第 1 の公開情報印字領域 Y1 を備えている。

#### 【0096】

そして、この隠蔽情報印字領域 X と、第 1 の公開情報印字領域 Y1 とを、シート給シートのプリンタにより片面印字する (#5101)。

#### 【0097】

次に、図 12 (B) に示すように、剥離シート 13 の一部 13 a をハーフカット加工よりなる分離線 14 から剥離して (#5102)、粘着剤層 12 の一部を表出させた表出粘着部 12 a させる。このとき、剥離シート面下側部の左右の角丸部 7 により、剥離シート 13 の一部 13 a は、連続状に容易に剥離可能であり、作業性が優れるものである。

#### 【0098】

さらに、図 12 (C) に示すように、この表出粘着部 12 a を含む部分を所定の位置で、剥離シート 13 が内側となるように折返して、折返し部 16 の対向面を、表出粘着部 12 a で貼り合わせて封緘して (#5103)、封筒 10 f A を作製する。

#### 【0099】

封筒 10 f A は、図 12 (D) に示すように、第 1 の公開情報印字領域 Y1 の宛名情報に基づいて、配布される (#5104)。

#### 【0100】

開封時には、左右に縦ミシン目による開封用分離線 14 a が形成されるので、図 12 (

10

20

30

40

50

E) に示すように、左右の縦ミシン目による開封用分離線 1 4 a で、左右の不要部を容易に分離することで開封が可能であり (# 5 1 0 5)、折返し部 1 6 の内側の隠蔽情報印字領域 X に印字された給与明細書等の隠蔽情報を確認することができる。

【 0 1 0 1 】

このように、実施例 6 によれば、以下のような効果がある。

( 1 ) 基材 1 1 と剥離シート 1 3 の二枚の用シートが粘着剤層 1 2 で貼り合わされたタックシートを使用する構成であるため、生産性が高く、しかも、シート供給のプリンタのカセット内での形態が安定するほか、粘着剤の端面よりのはみ出しがないため、プリンタにフィード機構部への粘着剤の端面より付着によるフィードトラブルや印字トラブルがなく印字適性が高い。

( 2 ) 剥離シートの左右両側と下側の三辺の周縁部に剥離シート 1 3 の一部を除去する分離線 1 4 が設けられ、かつ、下側の左右二辺には角丸部 7 になっており、剥離シートを連続して容易に剥離し、剥離シート 1 3 の印字面 ( 隠蔽情報印字領域 X ) を内側へ折り畳みことによって、封緘して、製袋できる。なお、折返し部 1 6 の上下で、基材 1 1 a と基材 1 1 b が分離しているため、折返し作業が容易である。

( 3 ) 製袋作業時には、折返し部 1 6 に隠蔽情報に関連する金銭、小切手、クーポン券又は商品券に代表される金券類等も封入することが可能である。

( 4 ) 左右の縦ミシン目による開封用分離線 1 4 a により、左右の不要部 1 8 が容易に切り取られるため、開封が容易である。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 1 0 2 】

本発明は、現在オフィス、家庭等で広く利用されているシート給シートの各方式のプリンタでも、対応が可能な単票でありながら、片面印字後に特別な機械を必要とすることなく人手による簡単な製袋作業で、印字した情報を隠蔽でき、かつ、必要に応じて金銭等も封入することが可能である。さらに、開封作業も非常に容易なるものである。

このため、ビジネスユースを中心に説明したが、本発明はこれに限定されることなく、ホームユースでも利用が可能であるため、多方面の利用が期待できる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 1 0 3 】

【 図 1 】 実施例 1 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 2 】 実施例 1 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 図 3 】 実施例 2 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 4 】 実施例 2 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 図 5 】 実施例 3 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 6 】 実施例 3 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 図 7 】 実施例 4 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 8 】 実施例 4 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 図 9 】 実施例 5 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 1 0 】 実施例 5 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 図 1 1 】 実施例 6 による印字情報を隠蔽可能な帳票の実施形態を示す図。

【 図 1 2 】 実施例 6 による印字情報を隠蔽可能な帳票の使用方を説明する図。

【 符号の説明 】

【 0 1 0 4 】

- 1 剥離シート部が基材部より一回り大きい部分
- 2 基材面よりのハーフ縦ミシン
- 3 折返し部左右のハーフ横ミシン
- 4 折返し部中央の横ミシンの貫通部
- 5 基材面下部の角丸部
- 5 a 基材面下部のハーフミシンよりなる角丸部
- 6 基材面下部のハーフ横ミシン

10

20

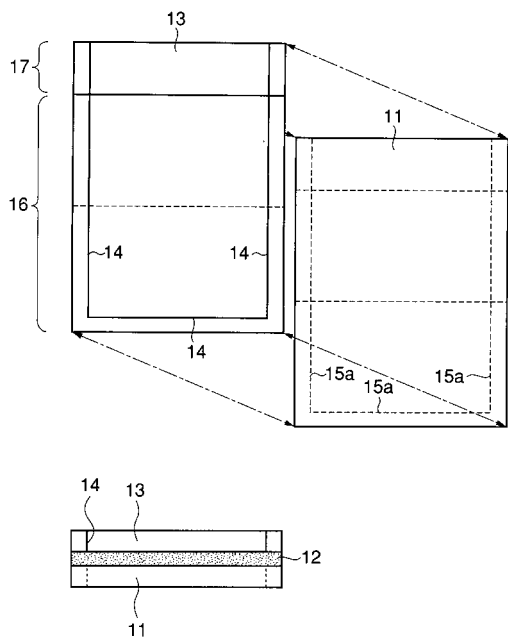
30

40

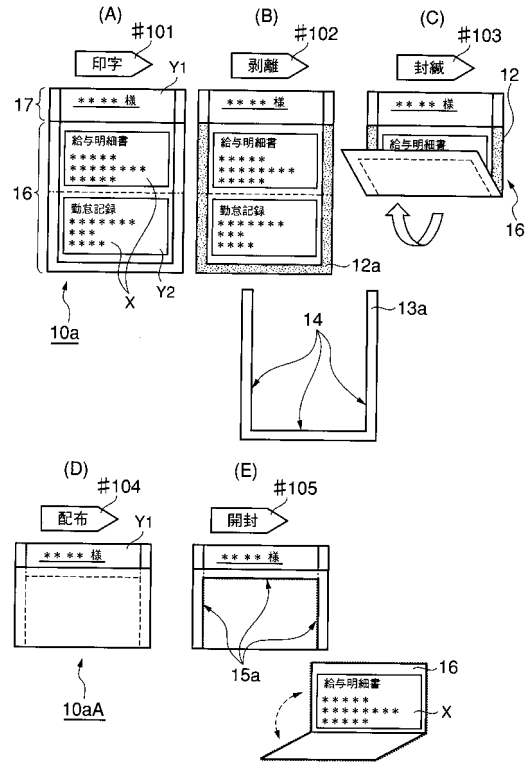
50

7	剥離シート面の分離線の下側の角丸部	
8	折返し部と上辺の横ミシンの貫通部	
9	折返し部と上辺の基材まで貫通する切り込みの角丸部	
1 0 a	実施例 1 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 0 b	実施例 2 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 0 c	実施例 3 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 0 d	実施例 4 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 0 e	実施例 5 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 0 f	実施例 6 の印字情報を隠蔽可能な帳票	
1 1	基材	10
1 2	粘着剤層	
1 3	剥離シート	
1 4	分離線	
1 4 a	表出部の左右のハーフ縦ミシン	
1 4 b	縦ミシン目による開封分離線	
1 5	開封用ミシン目を主体とする開封用分離線	
1 5 a	開封用ミシン目による開封用分離線	
1 5 b	縦ミシン目による開封用分離線	
1 6	折返し部	
1 7	表出残部	20
1 8	不要部	
1 9	剥離シート面折返し部左右の横ミシン未加工部	
2 0	剥離シート面折返し部中央の横ミシン加工部	
X	隠蔽情報印字領域	
Y 1	第 1 の公開情報印字領域	
Y 2	第 2 の公開情報印字領域	

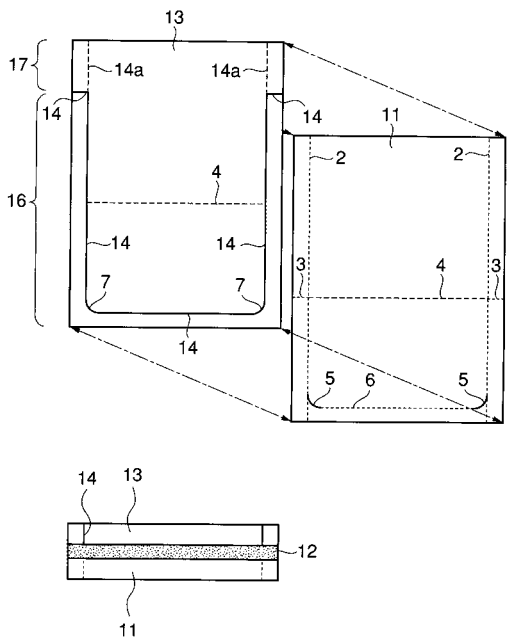
【図1】



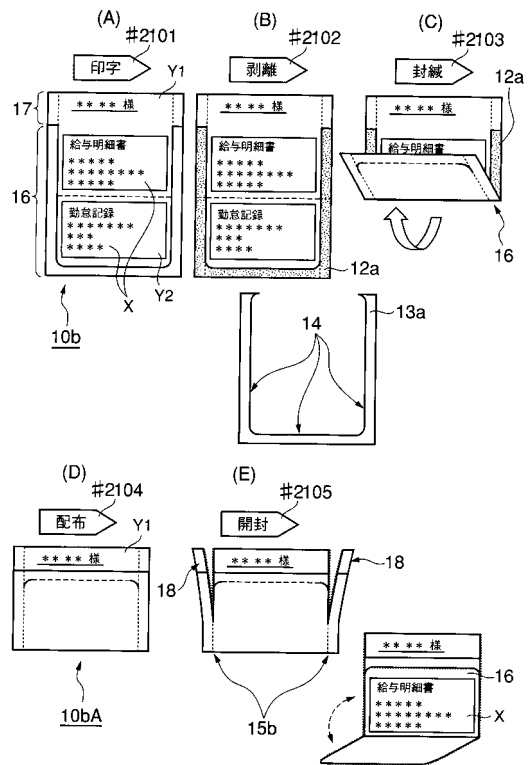
【図2】



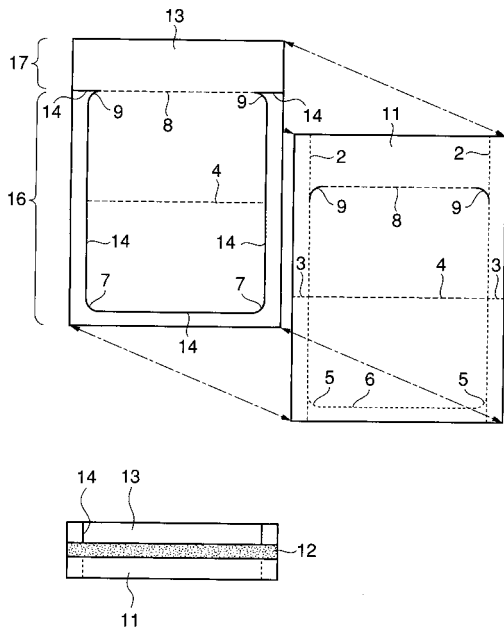
【図3】



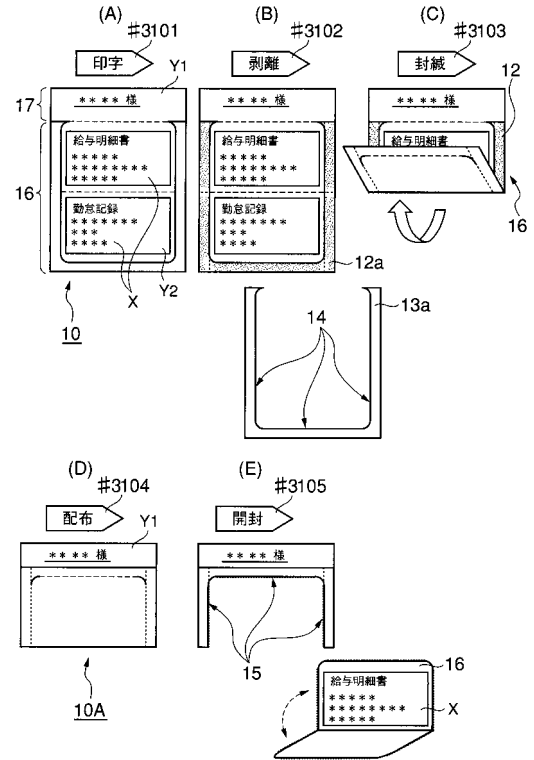
【図4】



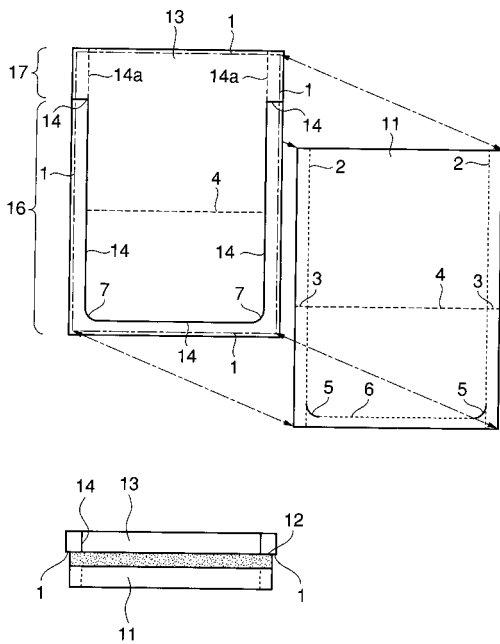
【図5】



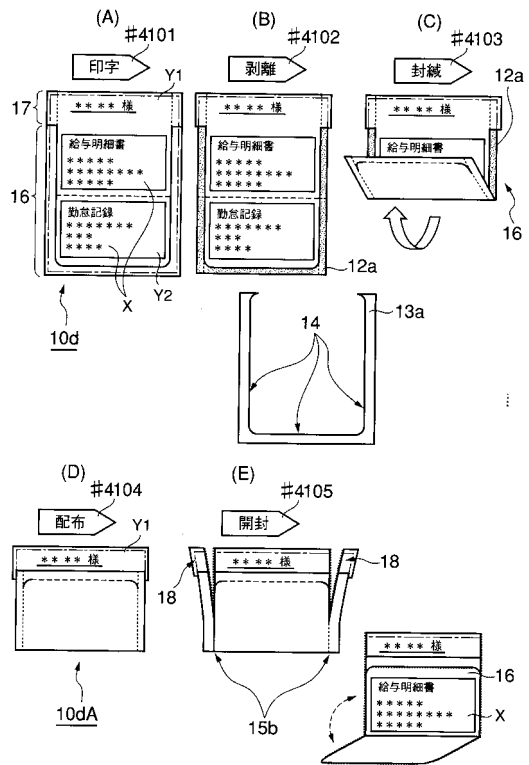
【図6】



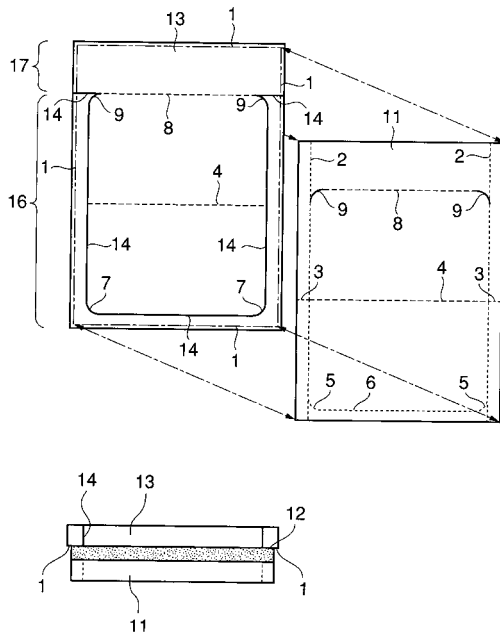
【図7】



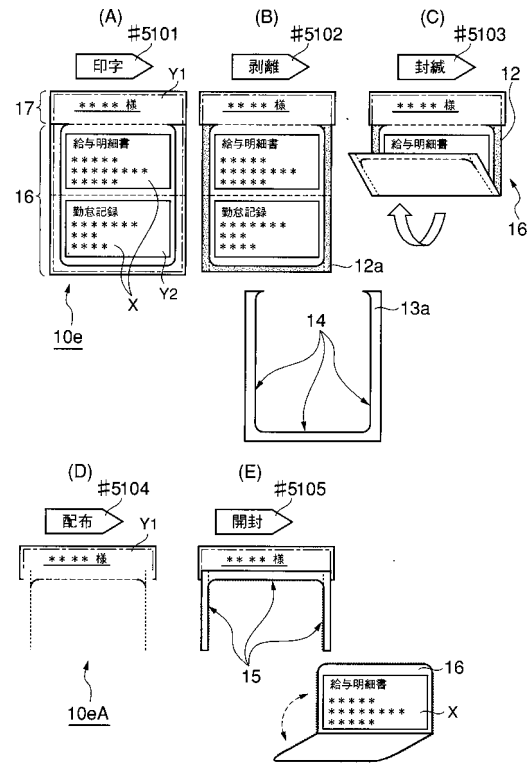
【図8】



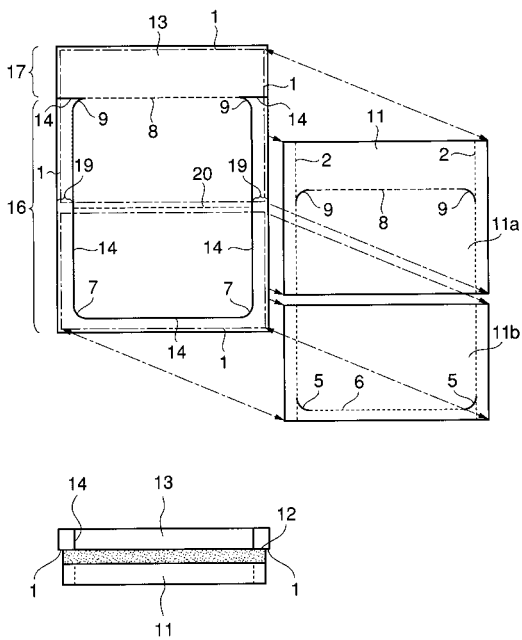
【図9】



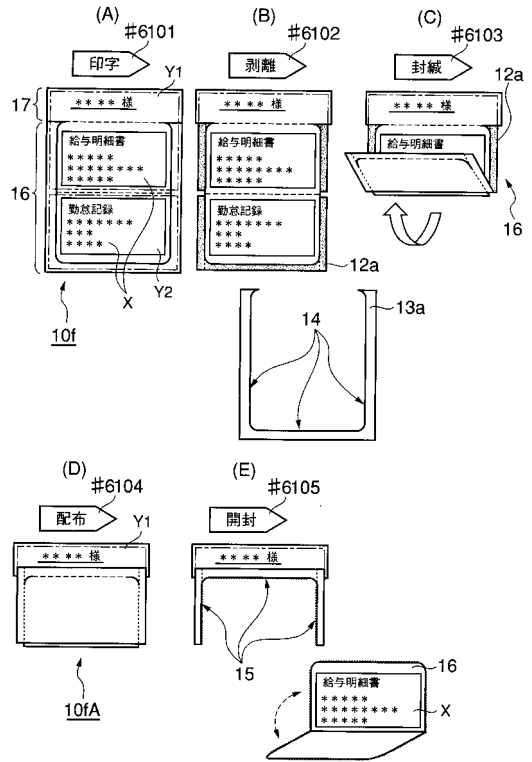
【図10】



【図11】



【図12】



---

フロントページの続き

(31)優先権主張番号 特願2004-169286(P2004-169286)

(32)優先日 平成16年6月8日(2004.6.8)

(33)優先権主張国 日本国(JP)

(31)優先権主張番号 特願2004-169295(P2004-169295)

(32)優先日 平成16年6月8日(2004.6.8)

(33)優先権主張国 日本国(JP)

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B 4 2 D 5 / 0 0 - 1 5 / 0 8